

# トヨタはILO勧告に真剣に向き合え！

★フィリピントヨタ労組、十二年目にして刑事事件攻撃に勝利す！

トヨタは二〇〇一年のストライキ闘争潰しのため、警備員が重大な威圧を受け、工場門を出入り出来なくなったというだけの刑事事件をでっち上げこれをテコに一審だけで十年以上もフィリピントヨタ労組TMPCWAを攻撃をしてきました。

TMPCWAは、十年以上にわたる刑事事件はそれ自体人権侵害であるとのILO（国際労働機関）勧告を力に被告組合員を包んだ団結の強化と、国内外の支援者、とりわけ日本の支援する会との緊密な連携のもと、粘り強く強く反撃してきました。昨年八月には「保釈保証金を更新しなければ逮捕する！」というトヨタ側と裁判所が結託した悪らつ違法な攻撃に反撃、粉碎し、告訴人の本人尋問に進んだのでした。だが、本人は出頭せず、追い詰められたトヨタ側は勝訴どころか訴訟維持さえ困難となり、司法紛争解決手続を申立てたのでした。

その結果、さる五月二八日に協議が行われ、告訴人から告訴取下げの意思が表明され、労組被告側が即時無条件に受け入れ、ついに裁判所から事件そのものの永久却下の決定を得ることができました。

## ★労使間交渉での解決を求めるILO勧告

ILOは、昨年の十一月に結社の自由委員会の提案を理事会が承認して発した勧告の中で、『二〇〇一年に、フィリピントヨタ労組TMPCWAに所属する従業員二三三名に対して、フィリピントヨタ社が強行した解雇は、とんでもない団結権の侵害であり、到底許すことはできない。フィリピンの最高裁が認めているといっても、国際労働基準から見れば言い訳にはならない。本当に人を納得させられるだけの客観的な理由があつて職場復帰がどうしても無理だというなら、適正な補償金という選択肢もあるが、とにかくフィリピン政府の仲立ちのもとで労使間で交渉して衡平な解決を図るべきである』ということを、力説しています。

## ★トヨタはILO勧告に真剣に向き合え！

ILO勧告は、その制度上、条約加盟国の政府に対してしか発することが出来ません。しかし、内容を読めばトヨタに対して出されていることは、一目瞭然です。勧告文は私たち支援する会のホームページに載っています。

トヨタは、「フィリピン政府に対して出されているものであり、トヨタに出されたものではない」などと、とても世界一流の企業とは思えない詭弁を弄するのをやめて、もう「いいえ」目を開いて、真剣に勧告に向き合つべきです。

二〇一三年六月二六日

## フィリピントヨタ労組を支援する会

横須賀市追浜本町三二六三一九〇 TEL/FAX: 〇四六八六六四九三〇

[http://www.green.dti.ne.jp/protest\\_toyota/](http://www.green.dti.ne.jp/protest_toyota/)